

第一生命保険株式会社との 包括連携協定

秩父市と第一生命保険株式会社は、相互の連携を強化し、地域の活性化および市民サービスの向上を目的とするため、左記の項目について包括連携協定を締結しました（令和4年5月25日）。

【連携項目】

- (1)健康増進に関すること
- (2)高齢者支援に関すること
- (3)防犯に関すること
- (4)女性活躍推進に関すること
- (5)青少年育成・教育に関すること
- (6)スポーツ振興に関すること
- (7)市政情報の発信に関すること
- (8)その他地域社会の活性化および
県民・市民サービスの向上に関する
こと

今後、健康増進や高齢者の見守り支援をはじめとした取り組みを、双方の保有する資源を有効活用して進めていきます。

問 総合政策課 ☎22-12823



夏の交通事故防止運動を実施

7/15(金)～24(日)

「人も車も自転車も

安心・安全 埼玉県

①子どもと高齢者の交通事故防止
「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子どもに交通ルールを守る態度を身に付けさせましょう。

②二輪車・自転車の交通事故防止
二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、安全運転を心がけましょう。また、ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着用して身体を守りましょう。

自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左側を通行しましょう。自転車に乗る場合は、必ず自転車損害保険等に加入し、ヘルメットを着用しましょう。
※秩父市自転車ヘルメット着用促進補助金をご利用ください。(市報5月号16ページ参照)

③飲酒運転の根絶

「飲酒運転しない・させない・ゆるさない」を合言葉に、秩父市から飲酒運転をなくしましょう。路上で寝込んでいる人を発見したら、速やかに110番通報をし、警察官が到着するまでその場で待機してください。

問 市民生活課 ☎26-1133

消費生活センターからのお知らせ

電気通信事業法の消費者保護ルールが強化されました

事例 自宅に電話があり、「光回線の料金がお安くなる」と案内です」とプランの切り替えを勧められた。契約中の大手事業者からと思いつき了承した。切り替え後、以前より料金が高かったので事業者に問い合わせたが、別の事業者のサービスだという。届いていた契約書をよく見ると、見知らぬ事業者の名前が書かれており、電話をかけても混んでいてつながらないやっとながったが、勧誘時の説明は十分だったといわれ、解約には高い違約金がかかるという。元の事業者のサービスに戻したい。

固定電話、携帯電話、インターネット等のサービス事業を規制している電気通信事業法の施行規則とガイドラインが改正され、7月1日から施行されました。

今回の改正は消費者保護ルールを見直し、事例のような典型的トラブルを防止しようとするものです。主な改正点をご紹介します。

〈1〉提供条件の概要説明は、原則、書面を交付して行わなければならない。

特に電話勧誘の場合、消費者がウェブ画面や口頭での説明を求めない限り、書面が送られてから説

明を受けて契約するかどうかを決めることができます。

〈2〉消費者が速やかに解約できるような措置を講じなければなりません。

具体例としては、ウェブで解約できるようにする、電話受付オペレーターを十分に配置する解約予約を受け付ける、等です。

〈3〉期間拘束契約の解約に伴い請求できる金額が制限されました。提供されていないサービス利用料、月額利用料を超える違約金は請求できません。また、固定インターネットの開工事費等は、契約期間に応じて請求額を低減させなければなりません。

これらのルールは、代理店についても準用されます。

消費者の皆さんへアドバイス

- ・大手事業者と勘違いした契約トラブルは依然なくなりません。電話勧誘にその場で応じず、送られた書面をよく確認してから契約しましょう。
- ・総務省電気通信消費者相談センター（☎03-15253-5900）もご利用ください。



秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）
午前9時～正午、午後1時～4時
☎25-5200

担当部署が不明の場合や「緊急」の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！